商店街空き店舗等情報提供事業のご案内

町内商店街の空き店舗等の利活用の促進を図り、商店街の振興及び活性化に資するこことを目的とした「商店街空き店舗等活用支援事業」の登録物件を募集しております。

● 商店街空き店舗等活用支援事業とは

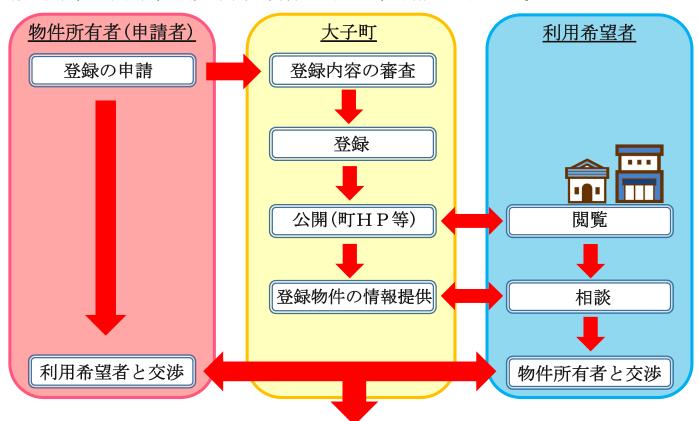
空き店舗等の所有者から空き店舗等情報の登録を受けた物件について, 町公式ホームページ上に公開し, 空き店舗等利用希望者に情報提供する事業です。掲載費用及び閲覧費用は無料で, 掲載期間は5年間です。

● 対象となる物件

おおむね10店舗以上の小売業,サービス業等の店舗が近接している区域で,過去に事業の用に供されていた店舗,事務所等で,3か月以上事業の用に供されていない物件が対象となります。 居宅と兼用する店舗,事務所等も対象となります。

● 登録の申請

商店街空き店舗等登録申請書(様式第1号)及び空き店舗等情報(様式第2号)に,案内図,敷地図面,建物図面,外観写真等の資料を添付の上,申請してください。



お互いの条件が一致した場合に契約 🕶

※町は、ホームページ上で情報提供し、所有者と利用者の橋渡しをする役割です。売買又は 賃貸借の交渉・契約に関わることは、当事者間で責任をもって協議していただきます。

申請先及びお問合せ先

大子町役場 観光商工課 観光商工担当 〒319-3526 大子町大字大子866 Tu:0295-72-1138 E-mail: kankou@town. daigo. lg. jp